

～開発事業者が行う自治会等加入促進の取り組み～

適用範囲：大阪狭山市開発指導要綱が適用される開発行為

開発事業者等が行う自治会等加入促進の取組に係る近隣自治会への意向確認
（「別添様式1」をもとに実施）



既存自治会へ加入することを希望



開発区域の範囲で新たに自治会を結成することを希望



開発者による自治会加入促進の取組を希望しない
（自治会エリアがない場合など）



- ・自治会加入方法の案内
- ・自治会長への取次など



- ・説明会の実施
- ・既存自治会等や自治会地区会連合会の会長等との協議（「別添様式2」を提出）



取組不要